

# 日坂小学校跡地利活用に関するプレサウンディング調査 実施要領

令和8年2月19日  
掛川市資産経営課

## 1 調査の趣旨

掛川市では、令和9年3月末閉校予定である「日坂小学校」の校舎・体育館並びにグラウンド等の有効活用について、令和7年11月に「日坂小学校跡地利活用検討委員会」を立ち上げ、市と地域で一体となって検討を進めているところです。

検討の一環として、日坂小学校の施設・土地のもつ潜在的な価値や可能性を探るため、日坂小学校跡地利活用に関するプレサウンディング調査※（以下「本調査」といいます。）を実施し、企業をはじめとする民間事業者等の皆様に、参入意向・活用アイデア等をお聞きし、利活用の可能性を調査します。

※ 市有地等の活用検討の早い段階で、その活用方法について事業者の皆様から広く御意見・御提案を伺い、利活用の可能性を確認するために実施する調査のことです。

## 2 本調査の概要及び申込方法等

- (1) 調査期間 令和8年2月19日（木）から令和8年3月9日（月）まで
- (2) 対象者 日坂小学校跡地の利活用に関心のある法人又は法人のグループ等
- (3) 調査方法
  - ・ 事業概要資料を御確認いただき、質問票に御回答を御記入のうえ、本要領末尾記載の担当宛にメール送信により御提出ください。
  - ・ Web上（Logoフォーム）での回答も可能です。

## 3 対話の実施

本調査への回答作成に必要な場合、もしくは当該地の利活用に特に関心のある事業者の皆様につきましては、調査期間内に直接対話をを行うことも可能です。事業者のアイデア及びノウハウの保護のため、対話は個別に行います。対話を御希望の場合は、下記(1)～(3)のとおりお申込みください。

- (1) 申込方法
  - ・ 対話申込書（様式1）に必要事項を記載し、メール送付により末尾記載の担当宛に送信してください。その際、件名を「日坂小跡地対話申込」として頂けますと幸いです。
- (2) 申込期間
  - ・ 対話実施希望日のうち、最も早い日時から起算して当庁の4営業日前までにお申し込みください。
- (3) 対話方法
  - ・ 直接対面もしくはオンライン（Zoomを利用予定）での御対応をお願いします。
  - ・ 時間は1団体あたり1時間以内とします。
  - ・ 対面の場合、会場は掛川市役所本庁舎内会議室を予定しております。
  - ・ 対話実施に係る資料の提出は必須としません。

## 4 利活用に関する考え方等について

- ・ 別紙「日坂小学校跡地利活用に係るプレサウンディング調査 概要資料」を御確認ください。
- ・ 建物及び土地の譲渡又は貸付に係る金額につきましては、今後実施する不動産鑑定評価等を元に算出するため、現時点ではお示しすることができませんので御了承ください。

## 5 留意事項

### (1) 参加の扱い

本調査への参加実績は、今後の対象地での公募等に際し、優位性を持つものではありません。

### (2) 対話内容の取り扱い

対話内容は、今後の公募に向けた検討の参考といたします。ただし、双方の発言とも、あくまで対話時点の想定のものとし、何ら約束をするものではありません。

### (3) 本調査に関する費用及び説明資料の提出

① 本調査への参加に要する費用は、御参加頂いた民間事業者等の御負担といたします。

② 説明資料の提出は求めません。ただし、必要と考えられる場合は、御持参ください。

### (4) 追加サウンディング（対話）への協力

必要に応じ、メール・電話等による追加サウンディング（対話）を実施させて頂くことがありますので、御協力をお願いいたします。

### (5) 実施結果の公表

① 実施結果については、概要を市ホームページ等で公表します。

② 参加された民間事業者等の名称は公表しません。

③ 公表にあたっては、参加された民間事業者等にあらかじめ公表内容の確認を行います。

### (6) 参加除外条件

次のいずれかに該当する場合は、本調査に参加することができません。

① 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体

② 掛川市暴力団排除条例（平成24年9月掛川市条例第27号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等並びに役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの並びに暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じ、その事業活動に支配的な影響力を有する者

③ 静岡県暴力団排除条例（平成23年静岡県条例第25号）第15条第1項又は第2項に違反している事実がある者

## 6 担当及び連絡先

所 在 地：静岡県掛川市長谷一丁目1番地の1

担 当：掛川市 人事・総務部 資産経営課 鈴木・伊藤

電話番号：0537-21-1132（直通）

E-mail：sisankeiei@city.kakegawa.shizuoka.jp

**対話申込書**  
**〈日坂小学校跡地利活用プレサウンディング調査〉**

1	法人名	実施要領に定める参加除外条件に該当しない旨の確認 <input type="checkbox"/> 「日坂小学校跡地利活用に関するプレサウンディング調査 実施要領5(6) 参加除外条件」のいずれの項目にも当てはまりません。				
	法人所在地					
	グループの場合の構成法人名					
	連絡担当者様	法人名				
	部署名					
	氏名					
	E-mail					
	Tel					
2	対話方法	ご希望の方法をチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 直接対話 / <input type="checkbox"/> オンラインによる対話				
3	対話参加予定者	法人名・部署名・役職・氏名 ※直接対話の場合は、5名様までの御参加をお願いします。				
4	<b>対話希望日時</b> ※ できるだけ第5希望まで御記入ください。 ※ 時間帯は以下のとおりです。いずれかの時間帯に○をつけてください。 【午前①】9:00~10:00 【午前②】10:30~11:30 【午後①】13:15~14:15 【午後②】14:45~15:45 【午後③】16:15~17:15 ※ 本申込書受領後、日時及び会場をメールにて御連絡します。					
	<b>候補日</b>					午前① 午前② 午後① 午後② 午後③
第1希望	令和	年	月	日	( )	
第2希望	令和	年	月	日	( )	
第3希望	令和	年	月	日	( )	
第4希望	令和	年	月	日	( )	
第5希望	令和	年	月	日	( )	

申込締切日：上記4に記載した最も早い日の当庁の4営業日前※まで

※ 当庁の開庁日：土日祝日を除く